

3 滋賀県財政の課題等と今後の運営

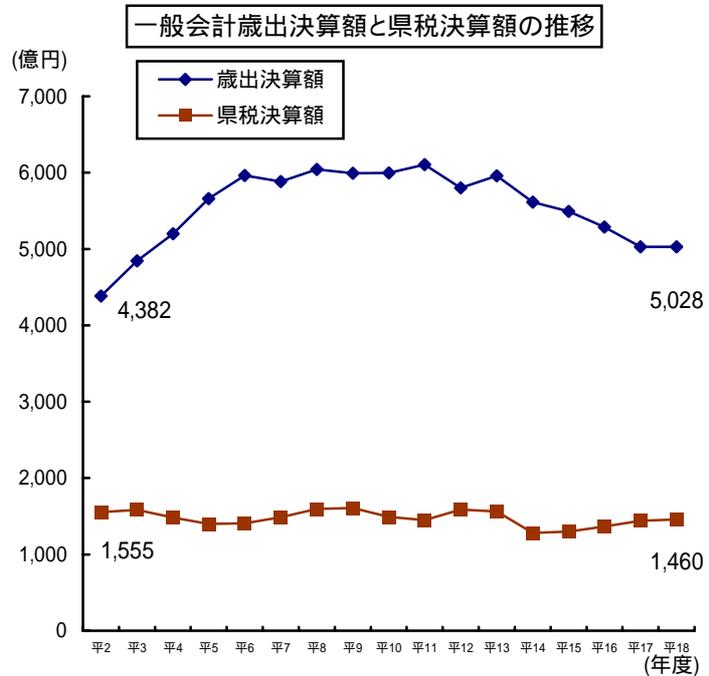
滋賀県財政の課題等

近年の財政状況の推移

右肩上がりに膨らんできた決算規模は、平成6年度頃からほぼ横ばいに推移していましたが、平成10年度から本格的に財政健全化に向けた取り組みを始めたことから、近年減少傾向にあります。

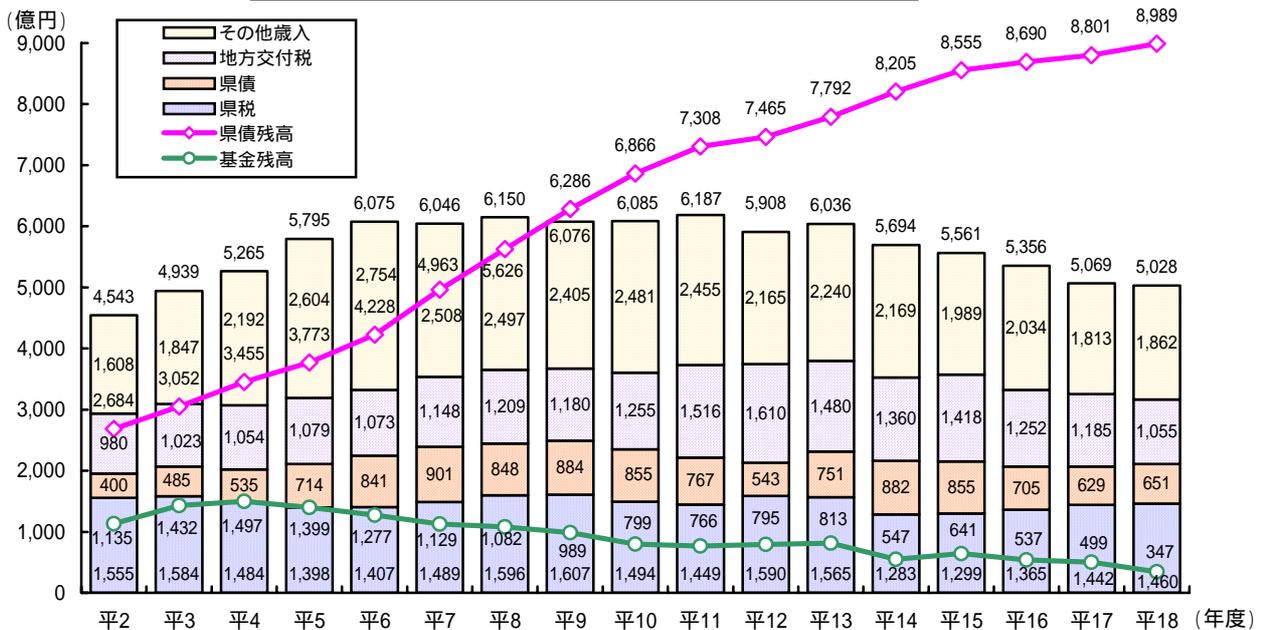
特に、平成14年度に大きく税収が落ち込んだことや、三位一体の改革の影響を受けて地方交付税が大幅に減少したことなどから、一層歳出抑制に努めてきた結果、決算規模はピーク時より1,000億円以上縮小しています。

しかしながら、投資的経費は抑制しているものの、国の経済対策や地方財政対策などを背景として、県の借金である県債残高は年々増加しています。また、財源不足を補うため、県の貯金である基金を取り崩していることから、その残高はごく僅かとなっています。



(注) 1 歳出決算額については、借換債に係る公債費を除いています。
2 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額です。

歳入決算額、県債残高および基金残高の推移(一般会計)



(注) 1 県債については、借換債を除いています。
2 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額です。
3 県債残高および基金残高は各年度末現在高であり、平成18年度は見込額です。

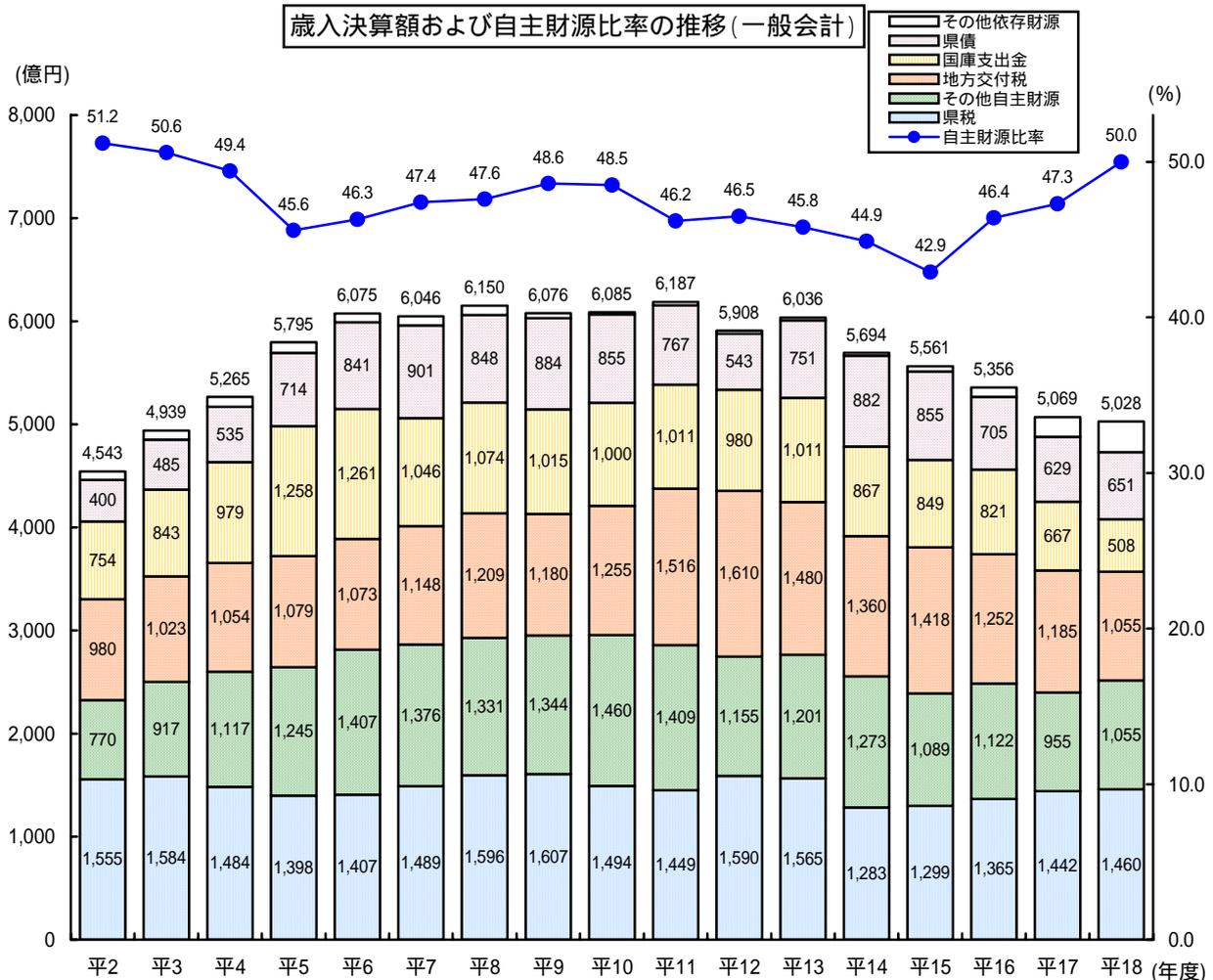
課題 1

回復基調にある県税収入と地方交付税収入の減少

県が行政活動を行う上で最も基礎的な財源である県税収入は、平成 3 年度を境にバブル崩壊による景気低迷により減少傾向になり、地方消費税が創設された平成 9 年度には持ち直したものの、その後再び伸び悩み、平成 14 年度には、ITバブルの崩壊により過去最大となる大幅な減収となりました。それ以降は、景気の回復を受けて増収傾向にあります。

また、地方公共団体にとって重要な財源である地方交付税については、その一部が臨時財政対策債という地方債に振り替えられたことなどにより、平成 13 年度以降大幅に減少し、県債が増加している要因となっています。さらに平成 16 年度は、三位一体の改革により地方財政計画の歳出が圧縮され、臨時財政対策債分を含む地方交付税総額全体が約 2 兆 9 千億円という大きな規模で削減され、本県においても地方交付税交付額は前年度に比べて 11.7%という大幅な減となったところであり、平成 17 年度も引き続き 5.4%の減となっています。こうしたことから、税収は増えているものの、財政的には一層厳しさが増えています。

なお、県が自主的に収入できる財源の歳入に占める割合（自主財源比率）が、平成 16 年度以降上昇しているのは、県債の発行抑制に努めたこともその要因ですが、三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税総額の減などに伴い、相対的に上昇したものです。



(注) 1 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額です。
2 県債は、借換債を除いています。

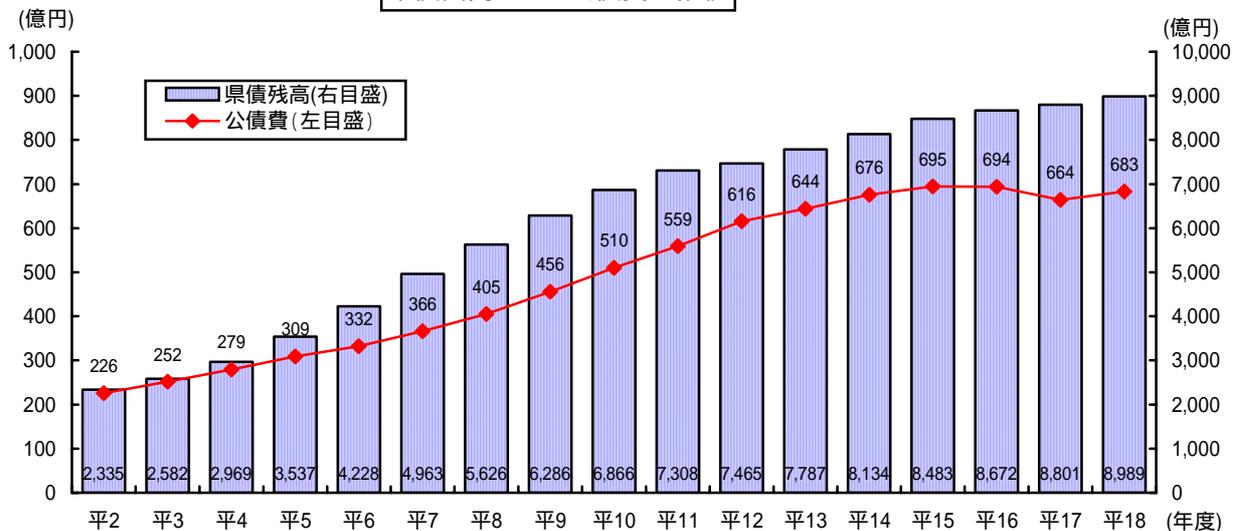
課題 2

増加傾向の県債残高と公債費

道路や河川、学校や社会教育施設などの地域に必要な社会基盤を整備するための財源として、財政の平準化や世代間負担の公平化といった意味からも、県債は大きな役割を担っています。しかしながら、平成2年度頃から景気回復を目的とした国の経済対策に呼応し公共投資を拡大したこと、また、近年では国の政策減税に伴う地方の減収に対する補てんや地方交付税の一部が地方債に振り替えられたことなどによる財源対策のための県債の発行等に伴い、県債残高は年々増加しています。

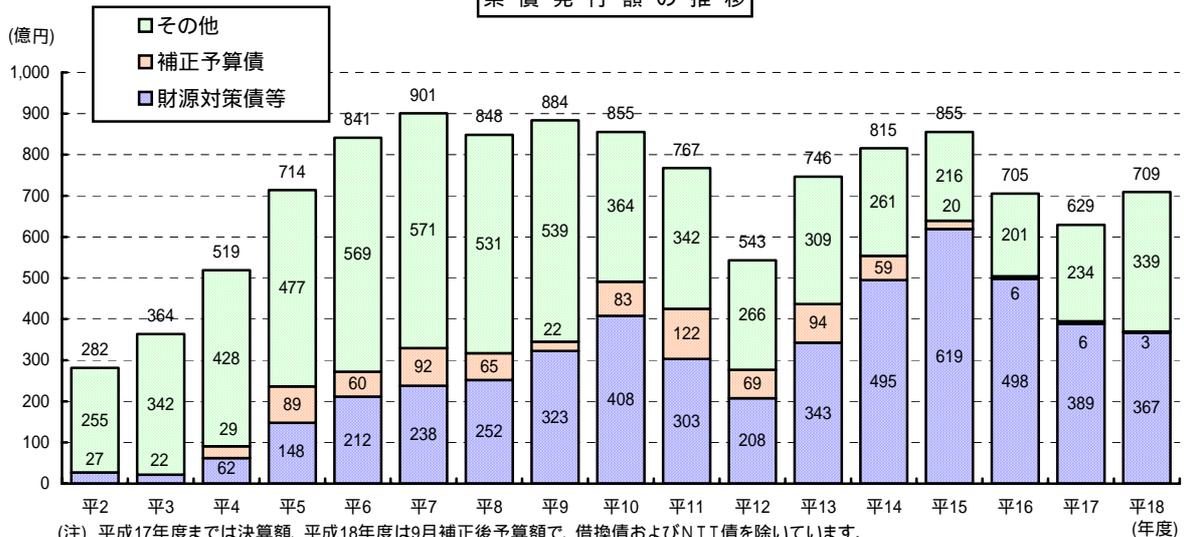
一方、県債残高の増高とともに、これらを返済するための公債費も増加傾向にあり、財政構造改革の取り組みの中で公債費負担の平準化に努めているものの、なお県財政を圧迫する要因の一つとなっています。

県債残高および公債費の推移



(注) 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額で、借換債およびNTT債を除いています。

県債発行額の推移



(注) 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額で、借換債およびNTT債を除いています。

ズバリ解説

「県の借金」について説明します。

Q1 : 県の借金は全部でいくらあるのですか？

A1 : 平成17年度末で1兆円を超える借金があります。

一般会計	8,801 億円
特別会計	753 億円
企業会計	475 億円

注) 特別会計...下水道や中小企業支援などの事業の会計
企業会計...病院や上水道などの事業の会計

県の借金は「県債」といいます。県が借金をする（県債を発行する）のは、道路や橋、学校や文化施設など将来にわたって使うもの（これらを「社会資本」といいます）のための借り入れは、それらを使う将来の世代にも借金の返済を通じて負担していただくのが適当との考えからです。

Q2 : なぜここまで借金が増えたのですか？

A2 : 借金が増えた理由は二つあります。

一つ目は、バブル経済崩壊後、国の方針と歩調をあわせて、景気回復のために通常よりも速いペースで社会資本の整備を続けてきたことです。

二つ目は、国から地方に交付される地方交付税の不足を、地方がそれぞれの借金で肩代わりするという国の制度改正（平成13年度以降）が行われたことです。

Q3 : これからも県の借金は増え続けるのですか？

A3 : これ以上借金を増やさないよう取り組んでいます。

借が増えると、その返済経費も増えることになります。その結果、必要な事業にお金をまわせなくなります。近年、積立金（財政調整基金と県債管理基金）の取り崩しによってなんとかやりくりをしてきましたが、積立金が底をつきかけており、早急に借金の増大に歯止めをかける必要があります。

そのため、社会資本の整備も優先度の判断を厳しくし、これ以上借金を増やさないように取り組んでいきます。

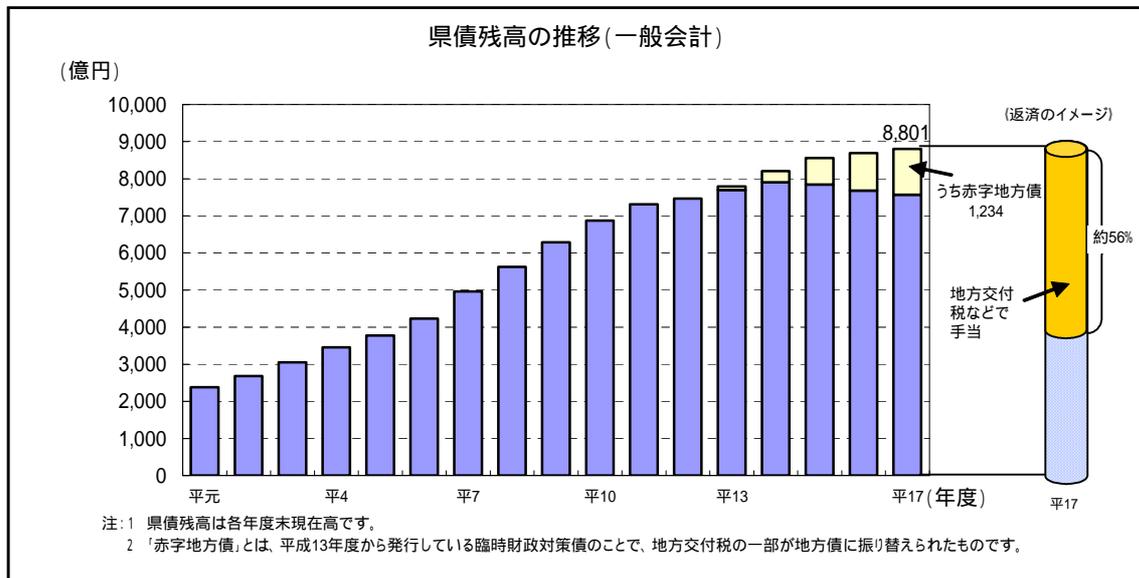
注) 財政調整基金と県債管理基金の残高は、平成4年度末に847億円ありましたが、18年度末には98億円まで減少する見込み。

Q4 : どのように借金を返済していくつもりですか？

A4 : 地方交付税で手当されるものが半分余りあります。

一般会計の借金は、基本的には県税など自前の財源で返済していきます。しかし中には、国の制度に基づき、地方交付税によって手当されるものなどがあり、その金額は概ね56%となります。

一方、特別会計や企業会計の借金については、それぞれの事業の収入で返済します。例えば、貸付金の回収金、病院の場合は診療報酬、水道や下水道事業の場合は料金収入などです。（公益的な必要性から一部は一般会計から繰り出しをしているものもあります。）



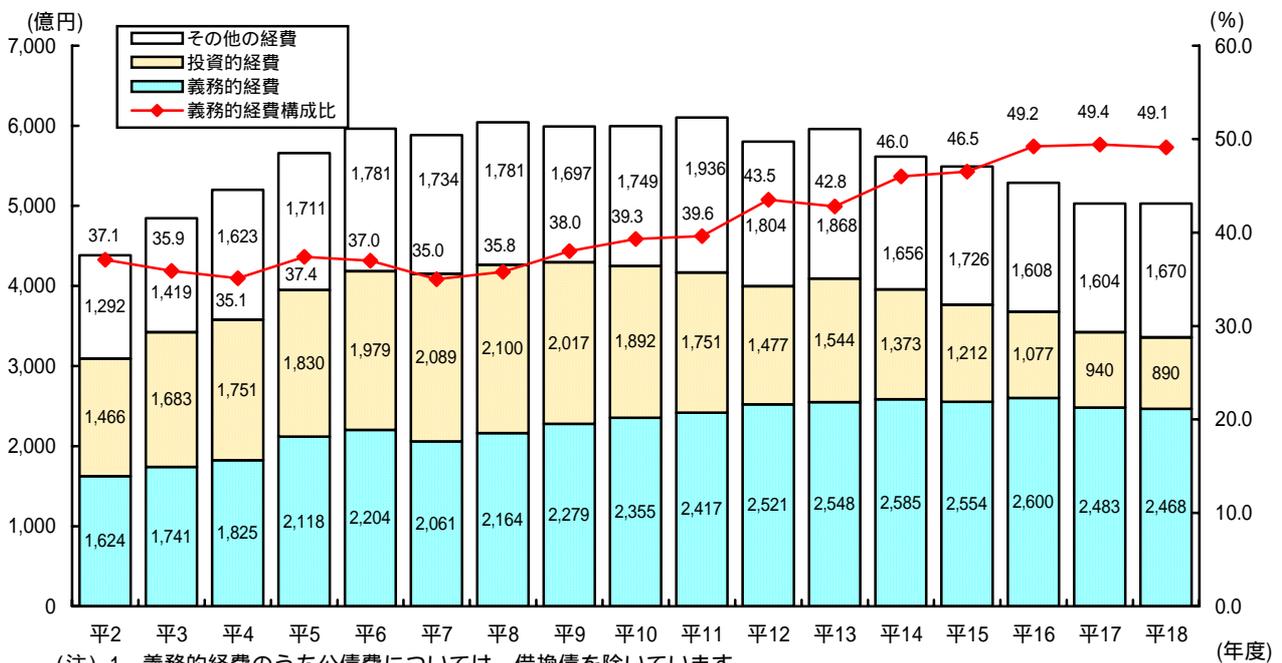
課題 3

義務的経費の増加による財政の硬直化

職員給与費などの人件費や借入金の返済である公債費、生活保護などの被扶助者に対して支給される扶助費といった経費は、任意に削減することが困難な義務的な経費ですが、これらの歳出に占める割合が年々高くなっています。

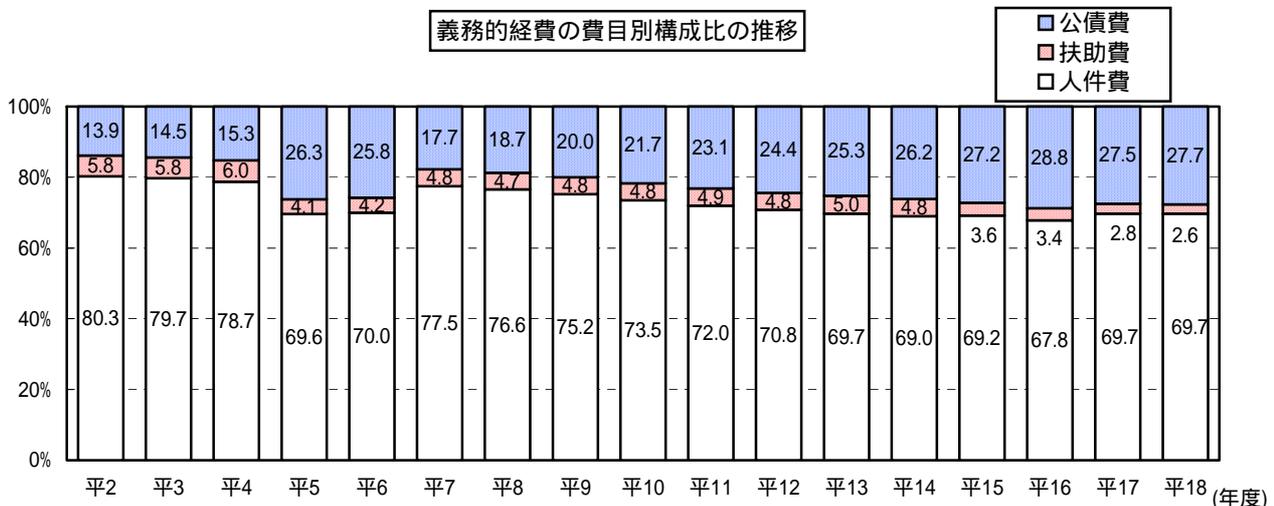
歳出決算額全体が縮減している中で、義務的経費の歳出決算額における構成比は上昇してきており、投資的経費やその他の政策的経費が圧迫される状況となっています。

歳出決算額と義務的経費の状況



(注) 1 義務的経費のうち公債費については、借換債を除いています。
2 平成17年度までは決算額、平成18年度は9月補正後予算額です。

義務的経費の費目別構成比の推移



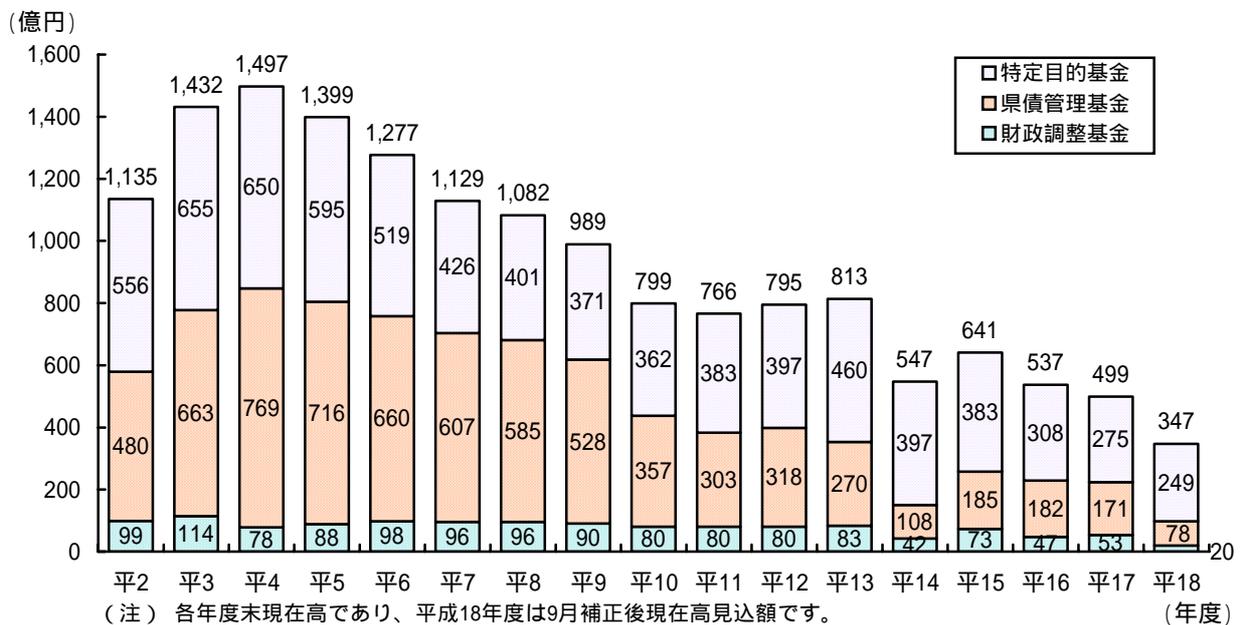
課題 4

基金残高の減少

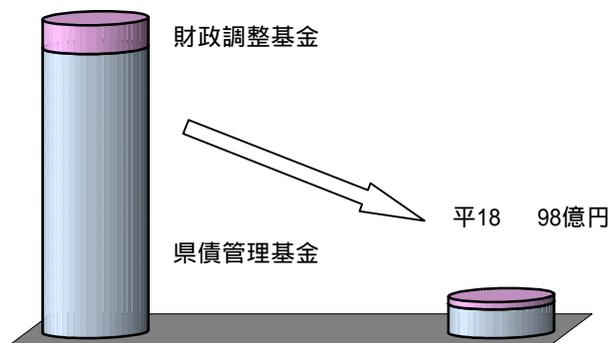
県税収入が低迷する中で、必要な行政需要に応えるために、近年財政構造改革に積極的に取り組んでいるものの、それでも不足する財源を確保するため、財政調整基金や県債管理基金などを取り崩してきたことから、その残高が大きく減少してきており、今後の財政運営が大きく制約される状況となっています。

また、特定目的基金も、基金の目的に沿って各種事業の財源として充当するなど、積極的に活用しており、その残高も年々減少傾向にあります。

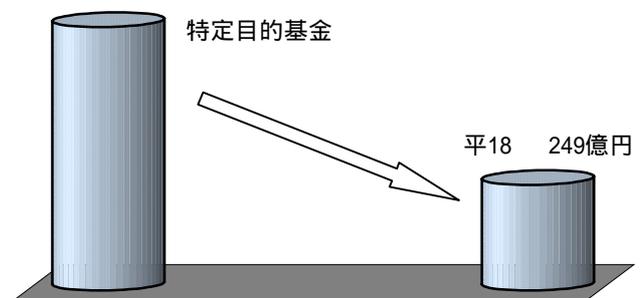
基金残高の推移(一般会計)



平4 847億円



平4 650億円



今後の財政運営

「財政危機回避のための改革プログラム」の推進

平成 17 年度から「財政危機回避のための改革プログラム」に基づき、「歳入に見合った歳出」の原則を堅持し、歳出全般について聖域を設けず徹底した削減を行うことを基本として取り組んでいます。平成 19 年度においても、プログラムの最終年度として、引き続き取り組んでいくこととしています。

また、平成 20 年度以降に向けては、改めて県事業の抜本的な見直しを行うため「施策・事業の仕分け」に取り組むとともに、平成 19 年度には新たな理念や数値目標を示す新しい行政改革の方針を取りまとめることとしており、これらを踏まえて、平成 20 年度以降を見据えた新しい財政構造改革プログラムを策定することとしています。

財政収支改善目標と対応策

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般財源不足額（税等） a		354 億円	488 億円	560 億円
対 応	歳出での取り組み b	189 億円	245 億円	263 億円
	事業削減額	139 億円	155 億円	163 億円
	人件費の削減	50 億円	60 億円	70 億円
	公債費平準化	-	30 億円	30 億円
	歳入での取り組み c	-	10 億円	16 億円
差し引き a - b - c		165 億円	233 億円	281 億円
対 応	財源対策のための県債発行	70 億円	50 億円	130 億円
	基金の取崩し等	95 億円	183 億円	151 億円

* 現行の「財政危機回避のための改革プログラム」の数値。
(ただし、平成 18 年度は当初予算ベースに置き換えています。)

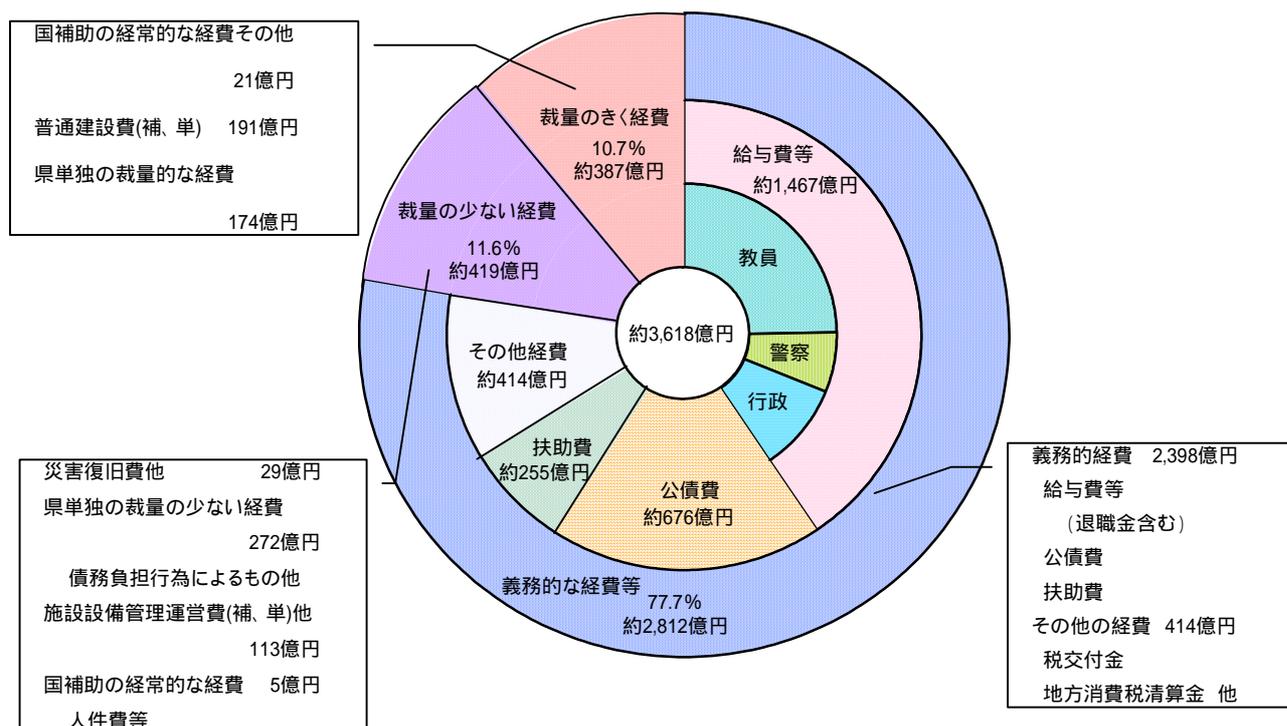
具体的な取り組み（平成 19 年度ベース）

県行政のスリム化	約 124 億円
職員給与等人件費の抑制	約 70 億円
経常経費の削減	約 13 億円
公営企業会計等に対する繰出金の削減	約 10 億円
公債費の平準化	約 30 億円 ほか
「選択と集中の徹底」による施策の重点化	約 75 億円
事務事業、補助金等の削減	約 75 億円 ほか
投資的経費の重点化、効率化	約 64 億円
歳入の確保等	約 16 億円
新たな税源確保	約 6 億円
未利用県有地の活用	約 10 億円 ほか
地方税財政基盤の充実・強化	

一般財源ベースの予算規模で見た経費の状況

平成 18 年度当初予算額は約 5,050 億円ですが、このうち県税や地方交付税など使途が特定されていないいわゆる一般財源は、約 3,618 億円です。ここから教員や警察、行政関係の職員の給与費や借入金の返済である公債費など義務的な経費や、災害復旧費や施設の管理経費など裁量の少ない経費を除くと、裁量のきく経費は、約 387 億円となり、平成 16 年度の約 523 億円に比べ、約 26%の削減となっています。

しかしながら、平成 19 年度は財源不足額がさらに拡大することが見込まれ、引き続き「財政危機回避のための改革プログラム」に沿った取り組みの徹底が必要となっています。



(注) 端数調整により、合計があわないことがあります。

平成 19 年度当初予算編成に向けて

平成 19 年度当初予算の基本方針について ~ “もったいない”を活かす滋賀県政 ~

“もったいない”という言葉は、滋賀県に根付く、生活哲学と言っても過言ではありません。“もったいない”というのは、物事の本質的な価値ですが、それが失われたり、損なわれたりすることを“もったいない”と言います。

平成 19 年度予算編成においては、“もったいない”を活かす滋賀県政、を基本方針に据え、生活者の感覚を生かし、県民の幸せづくりと地域振興につながるよう、全庁挙げて取り組むこととします。

平成 19 年度当初予算編成の基本的な考え方

平成 19 年度当初予算は、依然厳しい財政状況が見込まれるなかで、私たちの世代だけではなく、子や孫が生きる時代にも豊かさと幸せを実感できる、「次世代育成型」の社会を目指していくために、財政収支の均衡に加えて、県債残高を極力増やさないように配慮していくことが重要です。また、施策構築に当たっては、「対話でつなく県政」の実現に十分留意することとし、その地域に暮らす生活者の視点や生活現場からの発想など、県民本位の立場に立ち、参加と提案を踏まえ、魅力ある地域づくりを目指すことも極めて大切です。

このような観点から、平成 19 年度予算編成においては、「財政危機回避のための改革プログラム」の最終年度として、改革プログラムに沿った取り組みを着実に実行するとともに、知事が提示したマニフェストに掲げられた緊急提言や政策提案について、実現方策等を十分検討の上で県の施策とし、“もったいない”を活かす「次世代育成型」の県政に優先的に取り組むほか、「中期戦略プログラム」等の重点的な推進を図ることとしています。

また、予算見積りに当たっては、職員一人ひとりが厳しい財政状況や県の果たすべき役割、本県の将来のあるべき姿を共有しつつ、悲観的にならず、絶えず前向きに対処していくという健全な危機意識を持ち、良いところは継承し、改めるべき点は変革するなど、創意工夫に努めることとしているところです。

平成 19 年度当初予算編成要領「予算見積基準」(抄)

- (1) 改革プログラムの内容に沿いつつ、マニフェストに掲げられた緊急提言や政策提案を踏まえた県施策ならびに中期計画の「10 の戦略」等の施策の効果的な推進に向けて、施策・事業仕分けの視点や取り組みを各部局で活用するなど、既存施策の自主的・主体的な点検や見直しを進め、限りある行政資源を効率的・効果的に活用するという観点から、真に必要、緊急かつ有効な事業について見積ること。
- (2) 県の会館等公共施設を含む大規模な事業については、既存施設の有効活用を十分検討することとし、既に着手済みのおよび取り組みが具体化しているもので、知事との協議を了し、事業実施の方針が決定されているもの以外は、原則として要求を認めないこと。
- (3) マニフェストに掲げられた緊急提言や政策提案を踏まえた県施策ならびに中期計画の効果的な推進を図るための重要課題等に適切に対処するため、一般財源ベースで概ね 10 億円の予算上の特別枠を設ける。
なお、対象となる事業、取組については、マニフェストの県施策化等の協議を了しているものとし、財政危機回避のための改革に取り組んでいるという趣旨を踏まえ、十分に精査し、見積ること。
- (4) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「平成 19 年度琵琶湖森林づくり事業にかかる庁内公募の実施について(平 18.10.17 付け滋林緑第 761 号琵琶湖環境部長通知)」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積ること。
なお、当該事業を実施する場合における平成 19 年度の予算枠の取り扱いについては、別途協議することとする。
- (5) 圏域振興事業については、「「圏域振興事業」の取扱いについて(平 17.10.18 付け滋企調第 618 号、滋予第 444 号政策調整部長、総務部長通知)」に基づき、適切に見積ること。
- (6) 各部局の経営努力等を予算に反映する取り組みとして、次の取扱いを行うこととする。
平成 18 年度の予算執行等において、経費削減の努力や工夫を行ったことにより経費の削減が図れるものについて、予算調整課と協議し、削減額の 1/2 相当額の範囲内を、別途必要な事業に充てることのできるものとする。
平成 18 年度に行われる施策・事業の仕分けの視点や取り組みを各部局で活用するなど、改革プログラムを超える既存施策の制度的な見直し等により、配分される予算枠(当然増等を除く)の一部を留保して見積もった場合、当該留保相当額を、平成 20 年度の予算枠に加算することができることとする。
これまでにない新たな発想により歳入確保、増収対策に取り組むもの(未利用県有地の売却を除く)については、当該増収相当額を、別途必要な事業に充てることのできるものとする。
- (7) 扶助費(法令に定めるものに限る)、恩給および退職年金費、税交付金、予備費、国直轄事業負担金、災害復旧費等については、所要額を的確に見積ること。

今後に向けて

地方税財源の充実と歳出・歳入一体改革

県民の皆さんの要請に的確に応え、効率的かつ効果的な行財政運営を進めていくためには、身近な地方自治体が自らの権限と財源で、地域に必要な施策を地域にあった形で展開していくことが重要です。しかしながら、国と地方の最終支出と税源配分には依然乖離があり、一方で国の関与や規制が多く残っていることなどから、地方が主体的かつ自立的に地域経営に取り組んでいくためには、地方への権限と税財源の移譲がなされていくことが重要です。

これまでの地方分権一括法や「三位一体の改革」での取り組みについては、地方への権限の移譲や税財源の充実などで自立度が高まったのかという点では、極めて不十分な状況です。

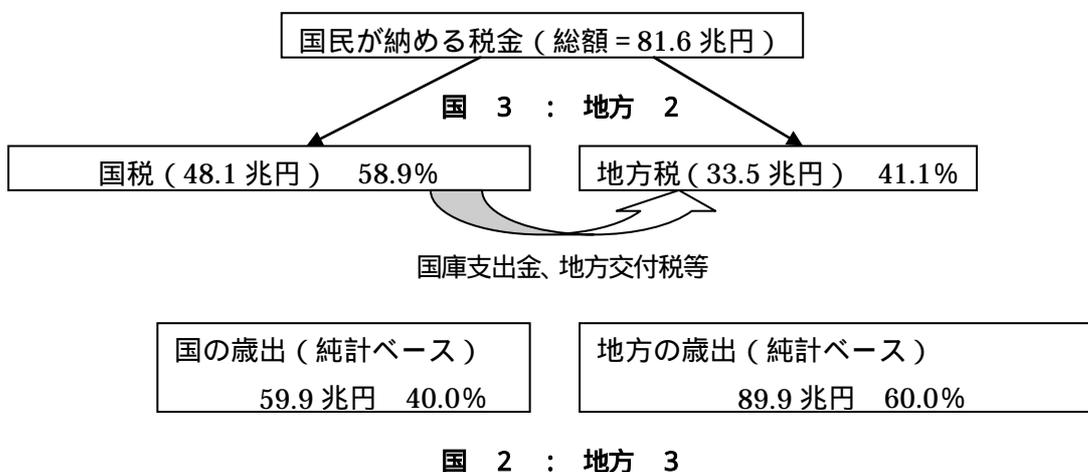
平成 18 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(いわゆる骨太の方針 2006)においては、成長力・競争力強化とともに、財政健全化に向けて、国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化を目標として、「歳出・歳入一体改革」の取り組みを進めていくこととされました。

この中で、地方財政にあっては、人件費の削減や単独事業の抑制などを国と歩調を合わせて行うとされ、地方交付税にあっては、現行の法定率は堅持し、安定的な財政運営に必要となる地方税や地方交付税等の一般財源の総額は確保するとともに、国の一般会計予算の状況やこれまでの対応等を踏まえ、適切に対処するとされ、具体的な取扱いについては、今後の検討に委ねられるなど、多くの課題が残されています。

また、地方分権に向けては、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図るとされ、地方税については、国と地方の財政状況を踏まえつつ、地方交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図るとされています。

平成 18 年 10 月には「地方分権改革推進法案」が国会に提出され、地方分権に向け、次の段階に一步を踏み出したところですが、今後の取り組みにおいて、地方の意見が反映されるよう、引き続き取り組んでいく必要があります。

国と地方の最終支出と税源配分（平成 16 年度）



経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

「新たな挑戦の10年」へ：筋肉質の経済構造に変貌した日本経済が立ち向かう3つの挑戦

新たな成長の芽を確実に開花させる

世界の成長センターであるアジアの中核国、世界最先端の省エネ構造・技術、高感性・高品質を求める消費市場

人口減少・少子高齢化の負荷、

巨額の政府借金の返済を克服する

少子化の負荷が本格化するまで残された時間は10年程度、借金返済を後世代に先送りする構造、世界的な競争激化

国民生活や都市と地方間での

不均衡の問題を克服する。

若年層を中心に教育や就業にばらつき、将来に対する不安感、若年の凶悪犯罪による社会的な不安

成長力・競争力を強化する取組

経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

- 国際競争力の強化(イノベーションの創出、アジア等のダイナミズムの取り込み他)
- ITとサービス産業の革新による生産性の向上
- 地域・中小企業の活性化(都市再生を含む)
- 官業の民間開放や規制改革により新たな需要の創出
- 生産性向上型の制度インフラ(ヒト、モノ、カネ等)

民の力を引き出す制度とルールの改革

- 規制改革
- 企業ガバナンス強化、競争政策の厳格化
- 消費者基本計画の推進、NPO活動促進

安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

社会保障制度の総合的改革

再チャレンジ支援

総合的な少子化対策の推進

生活におけるリスクへの対処

豊かな生活に向けた環境整備

財政健全化への取組

歳出・歳入一体改革に向けた取組

- 経済と財政の一体的な改革、改革実施の「7つの原則」
- 「財政健全化第 期目標」...2011年度国・地方の基礎的財政収支黒字化
 - 黒字化のための必要対応額 16.5兆円程度(堅実な経済成長率を前提)
 - 「歳出改革」歳出削減策 14.3~11.4兆円
 - 各分野にわたるメリハリある削減とそのための制度的積み上げ
 - 経済社会情勢の変化に対応した弾力的対応と見直し

- 「財政健全化第 期目標」...2010年代半ば 国・地方合計の債務残高GDP比の安定的引き下げ、国単独でも目指す

「歳入改革」

第 期の差額への対応にとどまらず、以下を踏まえた抜本的・一体的税制改革に向け鋭意作業

- 政策的課題への対応、なお税制の頻繁な変更による混乱回避などに留意
- ネットベースでの所要の歳入確保、社会保障安定財源としての消費税の位置づけについて対応関係の適合性検討
- 構造的・持続的に財政健全化の中長期的目標を達成しうる体質の具備

「簡素で効率的な政府」への取組

- 郵政民営化、政策金融改革、資産・債務改革、特別会計改革、市場化テスト

歳出・歳入一体改革の概要

目標：2011年度国と地方の基礎的財政収支を黒字化

